

第10期 第2回練馬区環境審議会

日時：令和6年11月25日（月）午前10時00分～午前11時43分

会場：区役所本庁舎5階 庁議室

出席者

委員（五十音順）：

伊藤委員、岩橋委員、大澤委員、大島委員、小口委員、河原委員、佐藤委員、
清水委員、鈴木（正）委員、鈴木（政）委員、富永委員、高原委員、角田委員、
野尻委員、森委員、藪本委員、横田委員、若林委員

区側：環境部長、環境課長、みどり推進課長、清掃リサイクル課長、練馬清掃事務所長、
石神井清掃事務所長

○環境課長 おはようございます。本日は、練馬区環境審議会に御出席賜りまして真にありがとうございます。

開会に先立ちまして、本日は委員1名の委嘱がございします。練馬区長、前川耀男に代わりまして、環境部長からお名前を御紹介する形で委嘱させていただきます。

それでは環境部長、お願いします。

○環境部長 それでは、新委員の委嘱でございします。

[委員氏名の読み上げ]

○環境課長 それでは本日の出席状況を確認いたします。事務局より報告をお願いいたします。

○事務局 ただいまの出席委員は18人になります。

本日の審議会は、練馬区環境審議会規則第5条に規定する定足数に達し、成立しています。

○環境課長 ただいまの御報告のとおり、本日の審議会は成立しておりますので、ここからの進行は会長をお願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから第10期第2回の練馬区環境審議会を開会いたします。

案件に入る前に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局 配付資料の確認をいたします。

[資料確認]

○会長 それでは続いて、前回の会議要録の確認について、事務局からお願いいたします。

○事務局 前回の会議要録（案）を事前に配付させていただいております。

内容を御確認いただきまして、この内容でよければ御承認をお願いいたします。

○委員 訂正したい部分があります。ここでお話しした方がいいのでしょうか、それとも事務局にお話しすればいいのでしょうか。

○環境課長 大きく変わるようで、皆さんと共有しておいた方がよければ、ページ数と変更内容をお話してください。

○委員 1か所だけ大きく変わります。14ページの下段の下から2行目です。「水道栓は

川上で止めなければ、幾ら下を開けていても」と書いてありますが、これは「幾ら下で閉めても」というつもりで発言したので、そこが両方開いちゃうと多量の廃棄物になってしまうので訂正してください。

○環境課長 対応させていただきます。

○会長 ほかにはよろしいでしょうか。

[なし]

○会長 それでは先ほど御指摘いただいたところは修正をするということで、それ以外の点について特に御意見がなければ、御承認いただいたということでよろしいでしょうか。

[はい]

○会長 ありがとうございます。

それでは続いて、本日の案件に入りたいと思います。

○委員 前回の会議に出て、よく分からなかったことは、このように出された意見がどのように反映されていくのか、ということです。次回の環境基本計画の中に反映されていくのか、あるいは、個別の案件として何かに落とし込んでいくのか。

前回、情報の伝達方法についていろいろと課題があるというご意見が出ました。資源回収への負担軽減という御意見も出ました。それから、ZEH住宅へ拡大していった方がいいのではないかと、住んでいてとてもいい、という御意見も出ました。ただ意見を出すだけではなくて、どうやってここの中に落とし込めていくのか、どういう場面で落とし込めるのか、というのが私の中でよく分からなかったもので、そこをお聞きしたいです。それから、回数の多い会議ではない中で、全体スケジュールがあらかじめ分かると、事前に調べたりできると思ったので、事務局にはスケジュールをお知らせしていただきたいと思います。

○会長 重要な御指摘かと思います。事務局から回答をお願いします。

○環境課長 1点目の、どのように反映できるかというところですが、一番大きな話で言いますと、環境基本計画にどのように生かしていくのかというところだと思います。

例えば、日頃からの区の事務事業で工夫が可能な取組に関してならば、皆様の御意見を取り入れながら時機を逸さずやっていきたい。

一方で、予算に関わることになると、アクションプランという区の最上位計画の中で、3年間、金額についてコミットしていますので、議会に諮ってからとなります。

あとは、昨今の世界情勢や国の動向からすると国の地球温暖化対策計画は年度内中に見直すことが予定されていますので、遠くないうちに、区の環境基本計画についても自ずと見直しすることになることになると思います。

なお、計画に関わるものについては、当然、環境審議会としてご意見をいただいた上で、さらに、パブリックコメントでも御意見をいただけるような二段構えと考えております。

委員の皆さんの御意見は貴重なものですので、区としてもためておくつもりはないです。然るべき時に、いただいた御意見のうち反映できるものについては、積極的に取り入れていきたいと考えております。

2点目のスケジュールについてです。委員がおっしゃるとおり、環境審議会はそう頻繁に開くものではありません。今年度につきましては、もう一回お願いする形になると思います。

来年度については、皆様のスケジュールもありますので、少なくとも次回はいつかでは

なく、年間のプランをお知らせできるように、工夫したいと思っております。

○会長　すぐに反映できるところはすぐに反映されるということなので、今日も皆さんもぜひ活発な御意見を出していただきたいと思います。

それでは、本日の案件に入りたいと思います。

本日は審議事項が1件、それから報告事項が2件予定されております。

はじめに、(1)のア、練馬区災害廃棄物処理計画について、事務局から説明をお願いいたします。

○清掃リサイクル課長　私から、資料1　練馬区災害廃棄物処理計画（素案）案について御説明させていただきます。

[資料1の説明]

今後の策定スケジュールを参考に御紹介させていただければと思います。

まず今回、A3の資料で御説明をさせていただきましたが、本日いただいた御意見も参考に計画の素案を策定し、12月に公表する予定になっております。

その際、区民からの御意見をいただくパブリックコメントを実施いたしますので、素案、冊子の形がまとまりましたら、委員にも至急送付させていただきます。御意見を区にお寄せください。

その後、区民の方からいただいた御意見を参考に、来年3月中に計画を策定する予定となっております。

○会長　それでは、この件について審議を始めたいと思います。

前回もお伝えしましたが、まず皆様、発言いただくときは、私から指名をさせていただきますということと、それから、できるだけたくさんの委員の方に発言の機会を持っていただきたいと思いますということで、質問は1回につき二つまでというルールを御承知おきいただければと思います。

それでは、ただいま事務局からいただきました資料1の説明に基づきまして、御質問、御意見等があればお願いします。

○委員　今の説明の中で、片付けごみについて、30～50か所の一時置場をつくるというお話がありましたが、この場所について、あらかじめ区民にはどのように伝達していただけるのか知りたいです。

○清掃リサイクル課長　今回の計画の中で、粗大ごみ置場で使えるのは、ある程度の面積があって、さらに道路づけがよくないといけませんので、その条件に当てはまる公園や運動場を全てピックアップして計画に載せる予定になっております。実際の災害時には、その中から選んで開設していきます。その際は、恐らくホームページやSNSを中心に周知していくという形になると思います。

○委員　あらかじめ分かっていた方が、ふだんから、いざというときにあそこに持っていくのかなということをシミュレーションできるなと思ったので、分かりました。ありがとうございます。

○清掃リサイクル課長　ありがとうございます。

○委員　この一次仮置場というのはどういったところを想定しているのか。30から50と書いてあるのですが、私の感覚では随分差があると思います。

最低30か所という計画で、50が30になってしまうのは、50か所をピックアップしておいて、使えないところが出るのではないかと思います、使えなくなるとはどういう理由でしょうか。

だから、1点目はこういったところを仮置場に想定しているのかということ、2点目は、30から50、20か所が減るわけですが、減る理由というのはこういったことなのでしょう。

○会長 では事務局からお願いします。

○清掃リサイクル課長 今ちょうどピックアップしている最中なので、30から50という表現をしておりますが、候補地として50ぐらいを想定しております。

条件に合ったところをピックアップしているので、隣り合っていたり、すごく近くにあったりする場合があります。のちに復旧することを考えると一時置場の数は少ない方がいいのですが、区民が持込むことを考えると一時置場の数は多い方がいいというところで、多分地域バランスを見ながら実際は配置していくのかなと思っています。なので、30から50と、差があるという形で表現をさせていただきました。

○会長 よろしいでしょうか。

○清掃リサイクル課長 場所につきましては、基本的にはオープンスペースです。公園や運動場が多くなっております。

○委員 今、避難拠点として小学校とか中学校とかを使っていると思いますが、そういったところではないということですね。

○清掃リサイクル課長 学校の校庭ではなく、公園や運動場をピックアップさせていただいております。

○会長 過去に、小学校・中学校の校庭をごみの置場に使った事例があるのですが、できるだけ子どもたちには早く学校に行かせてあげたいとなったときに、どうしても、校庭にごみを置いてしまうと、けがをしないようにもう一度全部表土を剥いだりするのに時間がかかってしまってよくないということになっているので、極力、小学校・中学校、学校のところには置かないというのが全国的な流れになっています。

ほかにはいかがでしょうか。

○委員 2番の(2)災害時に発生する廃棄物への対応ということで、その中で事業系一般廃棄物の部分が提示されております。原則は排出事業者の責任と書いてありますが、一方で、小規模事業者という表記があります。この小規模事業者の定義というのはどういうことなのでしょう。

○清掃リサイクル課長 日量で大体10キロ以内のごみを排出する事業者という定義となります。

既に、小規模事業者は集積所に事業系ごみの有料シールを貼って出していただいております。その方たちを対象にしています。

○会長 ほかにいかがでしょうか。ではお願いします。

○委員 特に災害廃棄物の場合に、地震の震度によっては倒壊家屋の数、あるいは規模、これが全然変わるかと思います。例えば光が丘のような鉄筋コンクリート造の集合住宅の多い箇所、それから木造の多い箇所等々に関して、震度別にどのような被害が想定されるか。また、練馬区各地の建物の状況によっては、粗大ごみ一つにしても出る量が随分変わるかと思います。仮置場の設置の仕方含めて、総合的かつ具体的な対策というものが必要

かと思いますが、その点はどのようにお考えですか。

○清掃リサイクル課長 委員がおっしゃるとおり、地震の震度によって大分被害想定は変わってくると我々も認識しております。

今回お示しさせていただいた107万トンというのは、東京都防災会議で想定している、東京都全体で地震別に示している想定 of 最大値を取っております。練馬区の場合は多摩東部直下地震で、冬は火災が多くなり、被害が多くなります。冬の夕方、風速8メートルの場合にこれだけ出ますと細かく推計しております。

例えば練馬区の場合、全壊棟数が2,493棟、半壊棟数が9,932棟で、焼失が1万1,000棟と、東京都が推計しております。また、この推計も木造、非木造によって細かく内訳が決まっております。それらを踏まえ、107万トンという数字を算出しております。

実際に災害が起きた場合は、この107万トンよりも条件によっては少なくなることがあります。そのときは、推計式というものがあまして、そこに当てはめて推計することになっております。

その推計量を基に、例えば一次仮置場は107万トンに対して10万平米が必要だとしても、被害が半分なら半分の面積でいいのではないかと、あとは、被害状況により、東の方の被害が多ければ東の方にオープンするのがいいのではないかと、そういうことも踏まえて、先ほど、この計画を基に個別の実行計画を策定するというお話をさせていただきましたが、個別計画の中で、被害想定に応じてつくっていくという形になります。

今回の計画については、最大値を想定したときにこれだけ必要ですという考え方をお示した計画になっております。なので、細かいところにつきましては、実際の災害が起きたときの実行計画の中で落とし込んでいくという形で考えています。ほかの自治体も国もそのような形でつくっております。

○会長 今回の処理計画というのは、あくまで事前に立てられるところを立てておく。実際に災害が起きてしまったら、その計画どおりにいかない部分をどうするか。想定していたところの具体的な数字が出てくるので、それに対して、具体的にこういう処理をしますよと、災害が起きた後に立てるのが実行計画というものです。比較的大きな災害が起きたときには、必ず市区町村が実行計画というものを立てて、それに従って処理を進めていくという形になろうかと思います。

○委員 台風なり地震なり、この規模になったら自衛隊がヘルプに来てくれて災害対策を国から依頼して、区だけでやることではなくなるとは思います。防衛省の役割や消防署がどこまでの範囲をやってくれるのか、その辺の配分はどのように誰が決めるのですか。

○清掃リサイクル課長 全体の災害廃棄物以外のところでも、消防・警察等との連携が必要になります。区では危機管理室という部署を中心に防災会議を持って日々連携をしているところです。

一方で、廃棄物処理につきましては、基本的には市区町村が行うと定められておりますので、あらかじめ警察・消防を頼るような計画はつくらないという形になっております。

例えば、熊本地震では、練馬区と同じように集積所に片付けごみを出すという形でしたが、市民の方があまりルールを知らなくて、ため置かずに出してしまい、道路全部が廃棄物で埋もれてしまって、道路が通れなくなっていました。そのときはさすがに自衛隊が出て啓開をしていきましたが、廃棄物処理は基本的には自治体の責任という形になって

いるので、我々としては、そうならないように事前の周知をしていきたいと考えています。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 2点お聞きできればと思います。一つ目は、今回お示しいただいた計画が実際の実行計画になった際に、発生時に区民に周知するフローみたいなもの、こういった手段でどう周知していくのか、処理計画時点で実際に織り込まれるのか、現状はどういったものが想定されるかということをお聞きしたいです。

もう一点は、一次仮置場のモデルとなるような、レイアウトの想定があるかということです。

○清掃リサイクル課長 まず1点目に、実行計画をはじめとする周知についてです。

実行計画だけではありませんが、分別の仕方だったり、収集開始のお知らせだったり、区民をはじめボランティアなどにもお伝えしなければいけませんので、どのように周知していくのかについても計画に盛り込んでいます。

また、事前にチラシのひな形を作っておくということを平常時の取組として定めております。そちらにつきましては、計画と同時にマニュアルを我々は作っていきますので、そういうマニュアルの中に落とし込んでいく予定です。

次に、仮置場のレイアウトですが、モデルとなるレイアウトは国が既に示しています。それを基に、特別区の場合は大体9分類ぐらいに分けるのですが、実際のレイアウトも今回の計画の中の資料編に落とし込もうと考えているところです。

○会長 区民の皆さんへの周知や、御協力いただきたいことは、実は結構重要です。過去の事例では、冷蔵庫の中身を入れたまま出した方がいて、仮置場で中身が腐って虫が湧いて衛生上問題になりました。冬場だと、灯油を入れたままストーブが出されて、仮置場で火災になるなど、問題が起きています。

例えば、こういう場所に出してください、こういうふうに分別してくださいといった市民の方への広報は、恐らくこの計画の中でも位置づけられると思います。

この計画が無事策定された後は、では、市民の方にどう御理解いただくのかという取組が必要になってくるかなと思います。

実は、国立環境研究所の事業で、今いろんな自治体が市民向けにどういう取組をしているのかという事例集をつくっているところです。来年3月には、一般の市区町村の方にも見られるようにオンラインで公表される予定ですので、恐らく現時点での最新の取組集が出ると思います。ぜひ参考にさせていただきたいなと思いました。

○清掃リサイクル課長 我々も計画を作っておしまいでなくて、計画を作った後の区民への周知が非常に大切だと考えておりますので、先ほど、委員や会長からお話があったとおり、他の自治体の事例も参考にしながら取組を進めていきたいと考えております。

○会長 多分、皆さんも関心があるところかと思いますが、一番関わりがある粗大ごみの一時置場、それから一次仮置場は、それぞれ誰が設置をして、誰が管理運営をするのかというところを、もう少し詳しくお願いします。

○清掃リサイクル課長 まず、粗大ごみ一時置場になります。

こちらについては、区が設置するのですが、管理運営、設置も含めて委託をすることになろうと思っています。

それにつきましては、リサイクル事業協同組合や、雇上と言われる廃棄物処理に関わっ

ている業者にお願いする予定になっております。

リサイクル事業協同組合には、ふだんは資源回収をお願いしておりますが、先ほどお話ししたとおり、災害が起きたらまず可燃ごみから処理しますので、資源回収は一旦ストップせざるを得ません。なので、粗大ごみの一時置場の設置運営をお願いしたいと話を進めているところです。

もう一つ、ふだん産廃の事業に関わっている会社が集まってつくる組織である、東京都産業資源循環協会にお話をさせていただいております。

というのは、この23区共同で行う二次仮置場につきまして、東京都産業資源循環協会を中心に考えていますので、一次仮置場から二次仮置場に持っていくときに同じ業者の方がやりやすいと、東京都産業資源循環協会から話がありました。

ほかの自治体はやり方が違うかもしれませんが、練馬区の場合は、一次仮置場についても東京都産業資源循環協会という産業廃棄物をふだん取り扱っている業者団体をお願いできないかとお話をさせていただいて、先方からは快諾を得ていますので、今後、協定等を締結していきたいと考えているところです。

○会長 自治体によっては、最初の粗大ごみの一時置場を、住民の方で管理してください、お任せしましたという計画も結構あって、そうすると、誰がどうやって管理するのかともめるわけですが、今の御説明で、基本的には業者の方に入っていただく、市民はそれに協力するという形ですね。分かりました。

○委員 区民への周知方法でマニュアル等とおっしゃったのですが、そのマニュアルというのは、防災課でお配りになっている防災マニュアルと同じものなののでしょうか。

○清掃リサイクル課長 先ほど言ったマニュアルというのは、我々職員用のマニュアルで、防災課とはまた別に、この災害廃棄物処理をどのように進めていくかという、我々内部向けのマニュアルという意味で、発言させていただきました。

○委員 では、別のものという意味ですか。でも、それは一緒にした方がいいのではないですか。完全にリンクしているし、全く同じものですし。これから改訂すると聞いていますので。

○環境課長 所管がないので御説明いたします。今、委員がおっしゃっているのは、恐らく防災の手引や中高層住宅の防災対策ガイドブックのことと思います。

一方で、清掃リサイクル課長が申し上げたのは、区の職員が実践するためのマニュアルをさしています。

委員は、もう一つ先の話をおっしゃられていて、災害時に区民の方がどのようにごみを捨てればいいのかというところに対して、しっかり連携するべきだ、そのような御指摘だと思います。

○清掃リサイクル課長 防災の手引につきましても、携帯トイレの捨て方など、既に掲載しております。

この計画ができた際には、この計画に基づいた災害ごみのページを、防災の手引を作っている所管と連携して手厚く記載していくと考えているところです。

○委員 災害発生時に廃棄物がこれだけ出るというのはとても驚きましたが、年間処理量の9年分が一度に出る、という理解でいいですね。

107万トンの根拠について先ほど御説明がありましたが、その中でまだ分からないのが

風速8メートルの場合ということです。これはなぜかと考えたときに、木造住宅の延焼火災のことを想定しているのかと思いましたが、そうだとすれば、事前に何かやれることがあるのではないかと思います。どうでしょうか。

○清掃リサイクル課長 この部分は、東京都防災会議が、このような仮定だとこのくらいの量が発生します、と想定しているものです。

私の所管ではありませんが、危機管理室や防災まちづくり課では、木造住宅から非木造住宅への切替えということで、重点地区をつくって進めています。災害に強いまちづくりという言い方をしておりますが、事前の予防は絶対必要だと思っていますので、区として取り組んでいく必要があると考えております。

ほかの自治体と比べると廃棄物の量が圧倒的に少ないのは、地盤が強いというのもあるとは思いますが、木造住宅が減ってきたなど、そういう理由もあると思っています。

○環境課長 委員の皆様との認識を共有させていただくため、災害廃棄物が増える理由について御説明します。令和4年に東京都が首都直下地震等による東京の被害想定を10年ぶりに見直しました。

変更点としましては、練馬区では従来、多摩直下地震という想定地震が最も被害が大きいとされており、区内の震度6弱の割合が98.3%でした。これが、10年ぶりに被害想定が見直された結果、6弱の割合が55.7%、6強の割合が44.3%。これまで区内の多くが震度6弱であったのに対し、6強の割合が半分ぐらいになってしまったというイメージを持ってください。

その次に、建物の倒壊数は、10年前の想定と比べて、耐震化が進み、新築が増えたということで、これは若干減っています。ただ、火災の件数が大きく増えました。今まで12件だったのが28件で、消失棟数は今まで3,106件だったのが1万1,000件、約3倍です。

なぜこのようになったかという、東京都が被害想定を設定する際に、今までは震源を多摩の真ん中に設定していたのを、東部寄りに移したことです。首都直下地震はどこで起き得るか分からない、そのような前提で、最大被害を想定しています。それに伴って、火災が増えたところです。

皆さんも御記憶に新しいと思いますが、今年1月1日に能登半島地震が起きました。その後の議会で、区長が「災害に強いまちづくりを進めていかなくてはいけない」と申しました。能登の大きな火災を見て、桜台東部、富士見台、田柄、下石神井など、区は一番火災が燃え広がりやすく、消火が困難となる、木造住宅密集地域を重点的に、まちづくりを進めていかなければならない、という強い覚悟です。

具体的には、災害時に道路が広くないと当然ですが消防車が火元に行けません。消防車が行けないと、建替え困難な木造住宅がどんどん燃え広がってしまう。だから、まずは道路を広げたい。道路が広がると周辺のお宅がセットバックするなり、建替えしなくてはならない。建替えをすれば、防火の建物が増えていくので燃え広がらない。そういうロジックです。

○会長 御説明ありがとうございました。

皆さん、災害廃棄物の話だけではなくて、防災全体の話をお理解いただけたかなと思います。

ほかに、最初の審議事項についてご意見等いかがでしょうか。

○委員 基本的に誰がこの計画どおりに廃棄物の場所を決めたり、判断したりするのですか。

今回の地震はこれを適用すると誰かが発令しなかったら、このシステムは動かないのですか。

○清掃リサイクル課長 法的に言うと、国が激甚災害に指定するか否かで、国の補助金が出るかどうかに関わってきます。

災害廃棄物処理につきましては、法律の指定に関係なく、処理しなければならないものです。基本的には、通常時の収集ができなくなった場合に、このような体制に切り替わっていくと考えております。要は、日々配車している車が来なくなって、ごみが収集できなくなったというところで、一旦、そのような判断が入ります。

練馬区の場合、震度5弱で職員が自動参集して災害時に備えるとなっていますので、そこも一つの目安になると思っております。

通常時の収集ができていれば、そのまま通常時の収集で動きます。

○委員 区長なり誰かが、災害で、こういう体制でありますということを発令するというか、区民に連絡するということはないのですか。

○清掃リサイクル課長 災害時には、災害対策本部が立ち上がりますので、現場から本部に報告して、本部で検討して、本部から指示が下りて、それを区民に周知していくという形になると思います。

○会長 恐らく、普通の収集ができなくなった時点で、練馬区では災害対策本部が立ち上がる、それは区長がヘッドになりますか。

○環境課長 厳密なことを申し上げますと、災害救助法が適用された場合、責任者は都知事になります。ただ、責任者が都知事に移っても、区長に委任されるので、結果的には変わりません。

練馬区で大きな災害廃棄物が出ているときは、当然、都内でも、さらに埼玉や千葉など近隣でも起き得るので、当然ですが、都道府県を越えた広域的な連携も必要になります。

委員のご指摘については、全て区長で、実際、この場所で意思決定を行いながら、各部の部長が個々の状況を説明しながら、総合責任は区長が担っていくと、そういう形になります。

○会長 ありがとうございます。次の方どうぞ。

○副会長 左上の図で、区が緑色の部分を、23区や東京都が青の部分を担当するということなので、直接関係はしないかもしれないのですが、中間処理施設や下水道施設などの稼働状況はどうなのでしょう。

災害時でも100%稼働だったらいいのですが、例えば、練馬区内の下水道施設のどのあたりが危ないのか、区内のリサイクル施設、中間処理施設、ごみ焼却場などが、どのくらいの震度だと被害状況はどのくらい、といった情報が共有されているのか、どうなのでしょう。

○清掃リサイクル課長 まず、東京二十三区清掃一部事務組合は、23区が設置した特別地方公共団体になっており、日頃から連携を取っております。

一組の施設は耐震化されていますので基本的には大丈夫なはずですが、発災時に備え、日々訓練を行い、あとは、22の工場がありますので、使える工場を使っていくという体制

になっております。

下水道につきましては、23区全体で耐震化がほとんど済んでいて、被害率が5%と言われております。また、上水道は14%ぐらいの被害が起きると言われていて、基本的には災害に強い形の管に変わっていると聞いております。

○会長 そのほかにありますか。

○委員 (6)の災害時に発生する廃棄物処理の目標期間についてですが、一度に年間処理量の9年分のごみが出るというなかで、その処理を3年でやるということは、処理能力を単純に考えれば2倍以上にしないといけないということで、普通に考えたら無理ではないかなと思います。ここは表現を変えたほうがいいのではないかなと思いますが、やれるのですか。

○清掃リサイクル課長 先ほど御紹介しましたが、東日本大震災で3年、熊本地震で2年と、大体どこも10年分のごみが出ているところをその期間で片付けております。

なぜなら、当該自治体だけで処理をするわけではなくて、例えば、普段使用していない民間の産廃業者を活用したり、東日本大震災のときに練馬区が災害ごみを受け入れたりしましたが、広域処理も活用します。

3年以内で処理するという目標につきましては、東京都の計画でもそのように示されていることもありますので、基本的には3年以内でと考えております。

○会長 東京都内だけで処理ができない場合は、関東近辺で協力するために、環境省の関東地方環境事務所が、関東ブロックで災害時にどうするかという検討を、ここ数年行われています。不幸にも、それぐらい大きな災害が起きた場合には、どこかが単体というよりは、かなり大規模に処理をいつもと違う形でしていくことによって、2年から3年で処理をしていく。

それ以上長くなると、復旧・復興が大きく遅れて、その後、誰も住めなくなってしまうということもあるので、国としても急いで処理していくということになるかと思います。

では、お願いします。

○委員 冒頭に、2025年12月に公表するというお話があったので、その前に一度、環境審議会で、これだけの意見が出たところを踏まえて、また改めて皆さんの御意見を聞く場を設けてもいいのではないかなと思いました。提案でございます。

○清掃リサイクル課長 スケジュールありきで大変恐縮ですが、今回のご意見を踏まえて一旦計画の素案としてまとめさせていただきます。素案につきましては、委員にお送りいたしますので、見ていただいて、御意見等をお寄せいただければと思います。日程的に集まるのは難しいので、素案を12月の公表と同時に送らせていただき、そのときに1か月ほどご意見をいただく期間がありますので、よろしく願いいたします。

○会長 委員の方にとっても区民の方にとっても関心の高いトピックスだと思いますので、ぜひ、お気づきの点があればたくさん御意見をいただきたいと思います。

では、時間も押してまいりましたので、1個目の審議事項について言い足りないことがあれば最後にもう一度お伺いしたいと思います。ここでは次に、進ませてもらいたいと思います。

次は報告事項(1)のア、練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画の令和5年度における進捗状況について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○清掃リサイクル課長 資料2に基づきまして、練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画の令和5年度の進捗状況について、御報告させていただきます。

こちらにつきましては、昨年度まで資源循環推進会議にて進捗を御報告させていただいたものになります。今年度からは環境審議会ですら毎年報告させていただきます。

[資料2の説明]

○会長 説明ありがとうございました。それではただいま事務局から説明のあった資料2について、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

○委員 資料2の3ページ目、不燃ごみの量が、令和2年度は5,425トンだったのが、令和5年度は2,380トンという、50%以上減って、実に44%になっています。令和4年度から始めた不燃ごみの資源化だけでこんなに減るのですね。

○清掃リサイクル課長 ごみ量自体が減っているというのがありますが、不燃ごみにつきましては、不燃ごみの資源化事業を令和4年度から始めています。不燃ごみは金属が多いので、それらを全部抜くと大体このくらい減っていく形になります。30%超えぐらいで資源化を行っていますので、かなりの量がここで減ったということになります。

○委員 不燃ごみの中には基盤などの金属が含まれていて、今は金属の市況が上がっているの、抜き取りをしている事業者がいる。不燃ごみが減っているのは、この影響もあると思う。

○会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

[なし]

○会長 順調に減ってきているけれども、それは、ごみが単純に減ったというよりは、景気の動向とかコロナの影響からの回復とか、いろんな条件が重なって今はいい数字が出ている。これが続くかどうかというのはもう少し長い目で見ていく必要がある、という資料だと思います。

それでは、残りの時間が少なくなっており、少し時間が足りないのですが、資料3、4、5の説明を併せてしていただけますでしょうか。

○環境課長 まず、主に共有したい部分については資料3になります。

[資料3の説明]

資料4を御覧ください。区の最上位計画であるアクションプランの抜粋になります。

[資料4の説明]

資料5を御覧ください。区民の行動変容につながる取組の推進になります。

[資料5の説明]

そして、今日、急遽、このA3縦の資料をお付けしています。先日、個別に副会長から御助言もありましたので、もう少し踏み込んでお話をさせていただこうと思います。

[補足資料の説明]

○会長 非常に大きな大事なテーマになります。本日これが報告事項に挙がっているのは、

今日は、いろいろな目標達成のために、こういうことをすれば達成できるのではないかと、区で試算していただいたものを資料としてまずは皆様にお示しします。

次回以降の審議会で、これを基に、もう少し具体的に、どうやったらこれが達成できるのかという中身の話、すなわち審議をさせていただければと思います。今日は資料をじっくり見ていただいて、ぜひ、次回どんな意見を出そうかというのを考えていただくための報告事項というように受け止めております。

ただ、この後、皆さんが個別に考えていただくにあたって、例えば、この資料のここの意味が分からないなど、そういった御指摘があれば本日中にいただいた方がいいかなと思います。突っ込んで聞いてみたいところ、分かりにくいところがあれば、今日の時点で御発言いただくとよろしいかと思います。皆さん、いかがでしょうか。

○委員 これは何年ぐらいの前の資料を用いて省エネを計算したのか。例えば、冷蔵庫にしても、去年のものと10年前のものとは、試算すれば全然違ってきます。

それから、白熱電球はもう販売していません。皆さんもLEDに交換していると思いますが、国でも水銀を使ってはいけないので、蛍光灯も廃止、水銀灯も廃止になってきています。

だから、省エネについては、もうすでに国で当たり前のことをやっていると思います。

ただ、練馬区だけでもいいので、例えば何%ぐらいがLEDに替えていないのか、知りたいです。僕から見ると80%以上はLEDに替えているような気がします。

例えば、冷蔵庫など、買い替えるときに補助金が出ますよね。ただ、切り替えた冷蔵庫と、処分する費用と、どちらが得なのか。また、CO₂を出すのか出さないのか。電気代についても、長く使っていた方がいいのか、新しいものに交換した方がいいのか、試算が分かりませんので、もしよかったら教えていただければありがたいです。

○会長 事務局からどうぞ。

○環境課長 今日ご用意した資料は、東京都が作っている「家庭の省エネハンドブック」から引用しています。詳しくは、19ページの「買替えて省エネ」になります。例えば、10年前の冷蔵庫と比べて、年間当たり52キロから75キロぐらいCO₂の排出削減効果がある。電気代については3,864円から5,474円の効果があるということが書いてあります。

○委員 それを処分した費用はどのぐらいかかるかというのは。

○環境課長 今日ご質問いただいております部分については、次回以降にお答えいたします。

LED照明については、どのぐらいの効果があるというのは、「家庭の省エネハンドブック」の21ページ、22ページに書いてあります。

例えば、先ほど委員からお話がありましてとおり、いわゆる2027年問題と言って、2027年に白熱電球の生産を完全にやめるという話があります。いきなり枯渇することはないと言われていますが、電球についてはなるべく早めに交換しておいた方がいいと思います。ただ、LED電球は比較的やりやすいかと思いますが、蛍光灯やシーリングライトは安定器というものがついていて、個人の方ができるようなものではないので、早めに電気屋さんで御相談していただいた方がいいという話もあるそうです。

今日お答えできるのは以上になります。

○会長 家電製品の廃棄やリサイクルの過程で、どれぐらいCO₂が出るのか、お金の部

分も含めてというのは、国立環境研究所等の報告でも幾つか出ていると思いますので、また分かりやすい形で、どこかでお示しできればと思います。

○委員 2つ提案を持ってきましたが、それは次回に回します。

私は、昨年、環境審議会委員の公募を機に、1月から電気のスイッチオンをもう少し小まめにやってみる、エアコンの設定をもう少し小まめにやってみる、を実際にやってみました。参考までに、1月から10月までの結果を報告すると、うちはガソリンもガスも使っていないのでエネルギーは電気だけですが、電気について、23年比24年は、1月から10月までで電気の使用量が88%になりました。少しやっただけでも変わるものだなと実感しました。

私が出ている電気会社から出ている二酸化炭素の排出係数で掛け算して二酸化炭素の量をざっくり出してみますと、年間200キロぐらい減ると思われます。2023年が2,260キロだったのですけれども、これが2,000キロぐらいになりそうだということで、先ほど提案があったように、ほんの少しやっただけでもこれだけ変わるという報告です。

提案につきましては、個別にこの後お話をさせていただきたいと思います。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

[なし]

○会長 おそらく、温暖化対策として特に家庭でどう取り組んでいくのか、それを促すために区でどういう取組をするのか、というのは、これだけで1時間以上の議論が必要なくらい大きな案件になると思います。ぜひ、皆様、今日の資料を参考に、各自で御意見を考えておいていただければと思います。

それでは、次の段階に進みたいと思います。次第の5、その他です。

事務局から連絡があるということですので、お願いいたします。

○環境課長 各委員には後日、また本日の会議要録の案をお送りさせていただきますので、御確認をお願いいたします。

次の環境審議会につきましては、来年3月下旬くらいに開催させていただきたいと思います。そのときには、今日、冒頭にお話のありました、年間のプランをお話しできればと思っております。

後日、事務局より日程調整の御案内をさせていただきますので、御出席のほどよろしくお願いいたします。

○会長 全体を通して何かこの場で発言をしておいた方がいいことがある方はいらっしゃらないでしょうか。副会長もよろしいでしょうか。

[なし]

○会長 以上をもちまして、本日の審議会を閉会としたいと思います。

委員の皆様、最後は急かしてしまいましてすみません。進行に御協力いただきありがとうございました。